

産業保健の体制強化

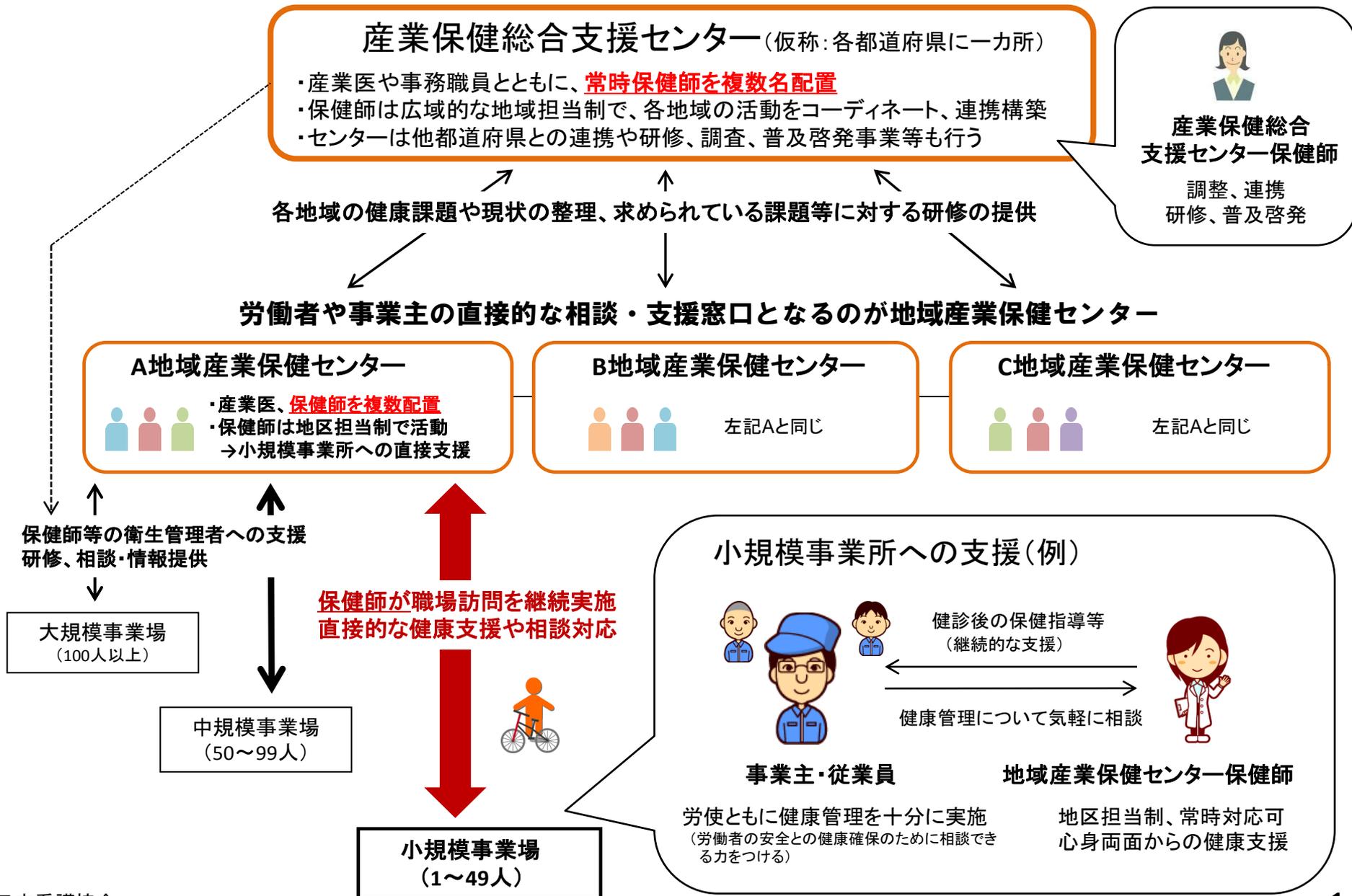
~小規模事業場で働く労働者への健康支援の充実・強化に向けて~

平成25年4月22日（月）

公益社団法人日本看護協会 常任理事 中板育美

第一回 産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会 提出資料

1. 第一種衛生管理者でもある保健師等の配置により 小規模事業場へも十分に支援が届く産業保健体制 構想案



2. 労働者の健康をめぐる現状と課題

【現状】

- 1.労働安全衛生法で義務づけている定期健康診断でさえ、実施していない事業所がある。
→29人以下の事業所については、約2割の事業所が実施していない
- 2.労働者には定期健康診断の受診義務があるが、未受診が少なくない。
→29人以下の事業所については、4人に1人が「未受診」という状況である
- 3.事業場規模にかかわらず約4割の者が健診で「有所見」である。
- 4.「事業場の規模」や「メンタルヘルス」という枠で、相談先が区切られている。



事業場規模によって、健康支援の体制には大きな格差がある！
小規模事業場には、支援がとどいていない現状である！

課題

- 1.事業主が、労働安全衛生法を遵守できるよう支援する。
- 2.すべての労働者が定期健康診断等を受診でき、その後の事後措置等が確実に受けられる体制が必要である。
- 3.事業主は有所見の労働者への事後措置を実施するのはもちろんのこと、従業員に対し作業関連疾患等の予防を切り口に、直接的かつ継続的に健康へのアプローチをする必要がある。
- 4.労働者の身体面と精神面等を切り離さず、常時相談に対応できる体制が必要である。

3. 労働者の健康をめぐる現状と課題【データ】

表1 定期健康診断の実施率、常用労働者の受診率及び有所見率

(単位:%)

区分	事業所	常用労働者	
	実施率	受診率	有所見率
平成19年	86.2	81.2	39.6
(事業所規模)			
5000人以上	100.0	93.3	32.9
1000～4999人	100.0	88.6	44.5
300～999人	100.0	84.8	42.4
100～299人	99.7	84.9	43.2
50～99人	98.1	81.8	43.1
30～49人	92.6	78.1	37.6
10～29人	82.7	76.8	34.4
(就業形態)			
一般社員	・	93.4	40.5
契約社員	・	82.1	38.1
パートタイム労働者	・	49.2	35.1
その他	・	38.0	37.1
平成14年	87.1	83.3	38.2

厚生労働省 平成19年 労働者健康状況調査の概況

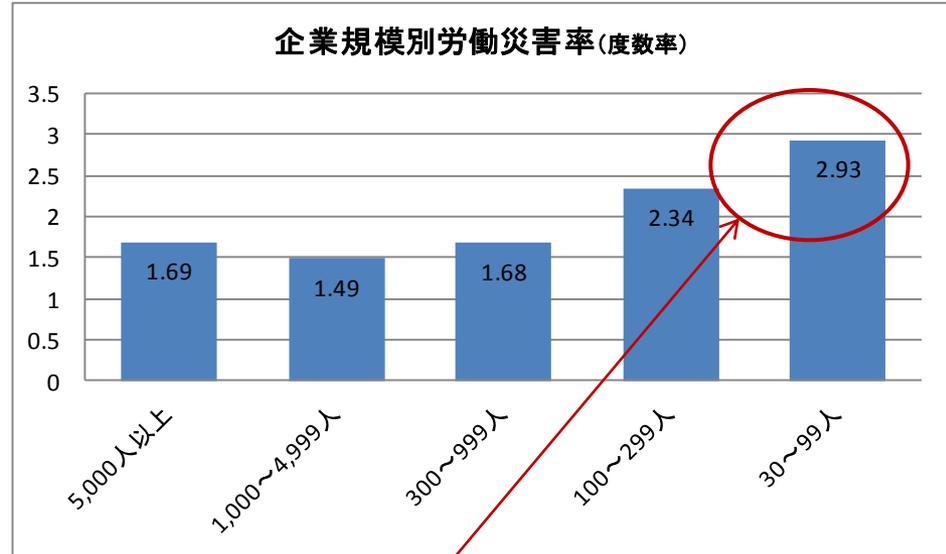
現状1 29人以下の事業所では、2割が定期健康診断を実施していない

現状2 29人以下の事業所では、4人に1人が定期健康診断未受診

現状3 事業所の規模に関わらず、4人に1人が有所見

図1 企業規模別労働災害発生状況

企業規模別労働災害率(度数率)



企業規模別では、小規模の企業で労働災害発生率が高い傾向にある

厚生労働省 平成23年度労働災害動向調査第2表
産業(大・中分類) 企業規模別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数(事業場30人以上) より日本看護協会が作成

4.産業保健の体制整備に関する提案 期待される効果

「元気に働き、元気に暮らす」

安定した社会の実現に不可欠！！

健康障害の防止
重症化予防の徹底

作業関連疾患を含め、様々な健康障害の防止、疾病予防や重症化予防ができる

身近な場所での
継続支援

身近な場所で、継続かつ
経年的な健康支援が受けられる

- ・地理的にも身近な場所での相談
- ・心理的に相談しやすい体制
- ・困ったときの「ワンストップサービス」としての総合的な機能の発揮
- ・継続的かつ経年的な健康支援

- ・「一次予防」から「三次予防」までの保健活動の実施する
- ・さらに、がんを抱えながら働く労働者や精神的な悩み・疾患を抱える労働者の復職支援、再発予防なども十分に実施できる

労働者等への
健康支援体制が整う

3センターの機能を一元化 常時、対応できるスタッフの配置

- ・相談窓口の一本化
- ・小規模事業場への十分な支援の実施
- ・労災、作業関連疾患、健康障害の防止
- ・常時対応できるスタッフ(保健師等)の配置
- ・緊急時にも対応できる体制
- ・迅速な医療の提供
- ・行政保健師との積極的な連携
- ・産業保健師間のネットワーク構築